

報告第 55 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年11月 7 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX  
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 250,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成25年 7 月15日盛岡市飯岡新田 6 地割地内において、市道津志田下飯岡 4 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 56 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年11月 8 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金51,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成25年10月 5 日盛岡市平賀新田字外田地内において、市道高速道側道北 3 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 57 号

専決処分の報告について

地方地自法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規程により報告する。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市地域交流活性化センター条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年11月18日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市地域交流活性化センター条例の一部を改正する条例

盛岡市地域交流活性化センター条例（平成25年条例第14号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条の表中「盛岡市湯沢西三丁目15番地 850」を「盛岡市湯沢西三丁目 4 番14号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第 58 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

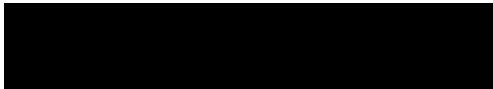
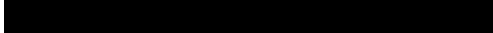
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年11月18日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所   
氏名 
- 2 損害賠償の額 金12,600円也
- 3 損害賠償の原因

平成25年10月 7 日盛岡市西青山二丁目地内において、道路施設補修作業中、隣接敷地内に駐車していた相手方の車両に誤って飛散したモルタルが付着し車体を汚損したことによる。